平成２８年（フ）第３９号
鳥取県米子市上後藤５丁目２番25号、前住所鳥取県東伯郡琴浦町大字光262番地１
破産者　奥田　憲一
１　決定年月日　平成28年６月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第４９５号
岡山市北区庭瀬487番地１メゾニティブラッサムＥ201号
破産者　福田　俊之
１　決定年月日　平成28年６月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３１号
岡山県津山市油木下377番地
破産者　山本　隆幸
１　決定年月日　平成28年６月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第３８号
広島県福山市神辺町字道上710番地34
破産者　田和　純一
１　決定年月日　平成28年６月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第３９号
広島県福山市神辺町字道上710番地34
破産者　田和美代子
１　決定年月日　平成28年６月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第４４号
広島県福山市明治町14番28号　樋口ビル３階
破産者　向谷　里美
１　決定年月日　平成28年６月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１３号
山口県下松市瑞穂町２丁目８番13号　ハイツ大海町201号
破産者　佐々木裕也
１　決定年月日　平成28年６月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第１７号
山口県周南市大内町３―20英雄海運徳山社宅Ａ　104号室、住民票上の住所山口県岩国市御庄５丁目106番地３
破産者　笠原　　学
１　決定年月日　平成28年６月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第２１号
山口県周南市大字久米1305番地の12　ナガイハイツ101号
破産者　北原　富也
１　決定年月日　平成28年６月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第２３号
山口県周南市平原町９番26号　レオパレス山本104号
破産者　西田　孝行
１　決定年月日　平成28年６月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第６号
徳島県三好郡東みよし町加茂4295番地１、前住所大阪府枚方市長尾家具町２丁目15番地の150
破産者　山本　　浩
１　決定年月日　平成28年６月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２８年（フ）第６８号
愛媛県松山市西石井６丁目７番29号　メゾン優402号
破産者　近藤　英二
１　決定年月日　平成28年６月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８６号
福岡県みやま市瀬高町小川587番地１
破産者　山下　和信（旧姓手古）
１　決定年月日　平成28年６月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第１８号
福岡県三潴郡大木町大字筏溝756番地
破産者　荒巻　　晴
１　決定年月日　平成28年６月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第１９号
福岡県三潴郡大木町大字筏溝756番地
破産者　荒巻晴商店こと　荒巻　博子
１　決定年月日　平成28年６月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第２３号
福岡県大川市大字道海島346番地１（道海島団地８―105号）
破産者　宮原　具枝
１　決定年月日　平成28年６月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第１０１号
北九州市八幡西区陣山２丁目８番５―208号
破産者　内藤久恵こと　内藤　久惠
１　決定年月日　平成28年６月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１６８号
北九州市戸畑区丸町１丁目８番46号
破産者　蔵谷さおり
１　決定年月日　平成28年６月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２０６号
北九州市門司区大里原町４番16号
破産者　兼貞　孝子
１　決定年月日　平成28年６月24日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

特定計量器型式承認

国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第13号
計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成28年６月21日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成 28 年７月７日
国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長　中鉢　良治
１．承認番号　第Ｄ1610号
２．名称　株式会社デジアイズ
３．住所　岩手県奥州市前沢区字高畑31番地
４．特定計量器の種類　非自動はかり

国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第14号
計量法（平成４年法律第51号）第89条第１項の規定に基づき、平成28年６月21日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成 28 年７月７日
国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長　中鉢　良治
１．承認番号　第H162号
２．名称　北群企業有限公司
３．住所　台湾彰化縣溪湖鎮工業路12號
４．特定計量器の種類　抵抗体温計

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢30歳～50歳前後、身長157㎝前後の男性（推定）、長袖スウェットシャツ、ランニングシャツ及びスウェットズボン
上記の者は、平成27年12月20日福井市川尻町付近の砂浜において、死亡していたのを発見される。遺体は火葬し、遺骨を保管しています。お心当たりの方は、当市地域福祉課までお申し出ください。
平成 28 年７月７日
福井県　　福井市長　東村　新一

公示送達

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第48条において準用する同法第42条第２項及び第３項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。
平成 28 年７月７日　　中野区長　田中　大輔
１　送達を受けるべき者の住所及び氏名
異議申立書記載の住所　東京都中野区中野五丁目48番10号和光倶楽部６
異議申立人　山田耕太郎
２　公示事項
上記の者に送達すべき平成28年４月26日付け異議申立書に関する決定書の謄本は、当庁（経営室行政監理分野）において保管し、いつでもこれを交付するから、異議申立人は当庁に出頭の上受領されたい。